定　　　　款

株式会社ナカボーテック

昭和２６年　８月２７日	制　定
昭和３９年　２月２４日	改　正
昭和４０年１１月２６日	改　正
昭和５０年１１月２７日	改　正
昭和５１年　４月１９日	改　正
昭和５２年１２月２２日	改　正
昭和６０年１２月１０日	改　正
昭和６２年　６月１９日	改　正
平成　３年１１月　１日	改　正
平成　４年　６月２２日	改　正
平成　５年　６月２４日	改　正
平成　５年　８月１１日	改　正
平成　６年　６月３０日	改　正
平成　７年　６月２９日	改　正
平成　７年１０月　１日	改　正
平成１３年１０月　１日	改　正
平成１４年　６月２７日	改　正
平成１５年　６月２７日	改　正
平成１６年　６月２９日	改　正
平成１８年　６月２９日	改　正
平成２１年　６月２６日	改　正
平成３０年１０月　１日	改　正
令和　４年　６月２９日	改　正

株式会社ナカボーテック定款

第１章　　総　　　則

（商　号）
第１条　当会社は、株式会社ナカボーテックと称する。
　　２　英文ではNakabohtec Corrosion Protecting Co.,Ltd.と書く。

（目　的）
第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
（１）防蝕、防錆工事業
（２）防水工事業
（３）浚渫工事業
（４）土木工事業
（５）機械器具設置工事業
（６）前各号に関する材料、製品の製造及び販売業
（７）前各号に付帯関連する一切の事業

（本　店）
第３条　当会社は、本店を東京都中央区に置く。

（機　関）
第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
（１）取締役会
（２）監査役
（３）監査役会
（４）会計監査人

（公告方法）
第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第２章　　株　　　式

（発行可能株式総数）
第６条　当会社の発行可能株式総数は、９，５１０，０００株とする。

（取締役会決議による自己の株式の取得）
第７条　当会社は、会社法第１６５条第２項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）
第８条　当会社の単元株式数は、１００株とする。

（単元未満株式を有する株主の権利）
第９条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
（１）会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利
（２）会社法第１６６条第１項の規定による請求をする権利
（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）
第１０条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。
３　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。

（株式取扱規程）
第１１条　当会社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱及び手数料は、法令又は定款に定めるところのほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　株　主　総　会

（招　集）
第１２条　定時株主総会は、毎年６月に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時招集する。

（定時株主総会の基準日）
第１３条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月３１日とする。

（招集権者及び議長）
第１４条　株主総会は、取締役社長が招集し、議長となる。
２　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従

い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（電子提供措置等）

第１５条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

２　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決　議）

第１６条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数で行う。

２　会社法第３０９条第２項の規定によるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上で行う。

（議決権の代理行使）

第１７条　株主は、当会社の議決権を行使することができる他の株主１名を代理人として議決権を行使することができる。

２　株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（議事録）

第１８条　株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第４章　　取締役及び取締役会

（員　数）

第１９条　当会社の取締役は、１８名以内とする。

（選　任）

第２０条　取締役は、株主総会の決議により選任する。

２　取締役を選任する株主総会には、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。

３　取締役の選任決議は、累積投票によらない。

（任　期）

第２１条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。但し、取締役の一部を選任したときは、

その任期は、他の在任取締役の残任期間とする。

（役付取締役）

第２２条　当会社には、社長１名を置く。必要に応じ、会長１名並びに副社長１名、専務取締役及び常務取締役各々若干名を置くことができる。

２　会長、社長、副社長、専務取締役及び常務取締役は、取締役会の決議により選定する。

（代表取締役）

第２３条　会社を代表すべき取締役は、会長、社長、副社長及び専務取締役のうちから、取締役会の決議により選定する。

２　代表取締役は、各自会社を代表し、取締役会の決議により会社の業務を執行する。

（取締役会の招集）

第２４条　取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の２日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の省略）

第２５条　当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面又は電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

（取締役会の議事録）

第２６条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役は、これに記名押印又は電子署名を行う。

２　前条の決議があったとみなされる事項の内容及びその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

（報酬等）

第２７条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。

（取締役の責任免除）

第２８条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第４２３条第１項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

２　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、社外取締役との間に、同法第４２３条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

（取締役会規程）

第２９条　取締役会に関しては法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第５章　監査役及び監査役会

（員　数）

第３０条　当会社の監査役は、５名以内とする。

（選　任）

第３１条　監査役は、株主総会の決議により選任する。

２　監査役を選任する株主総会には、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。

（任　期）

第３２条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。但し、補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間とする。

（補欠監査役の選任）

第３３条　当会社は、法令に定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会において監査役の補欠者をあらかじめ選任することができる。

２　補欠監査役の選任方法は第３１条第２項を準用する。

（常勤の監査役）

第３４条　監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集）

第３５条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の２日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の議事録）

第３６条　監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役は、これに記名押印又は電子署名を行う。

（報酬等）

第３７条　監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

（監査役の責任免除）

第３８条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第４２３条第１項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

２　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、社外監査役との間に、同法第４２３条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

（監査役会規程）

第３９条　監査役会に関しては法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第6章　会 計 監 査 人

（選　任）

第４０条　会計監査人は、株主総会の決議により選任する。

（任　期）

第４１条　会計監査人の任期は、選任後１年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。

２　前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（報酬等）

第４２条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章　相　談　役

（相談役）

第４３条　当会社には、取締役会の決議により、相談役若干名を置くことができる。

第8章　計　　算

（事業年度）

第４４条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年3月３１日までの１年とする。

（期末剰余金配当の基準日）
第４５条　当会社の期末剰余金配当の基準日は、毎年３月３１日とする。
（中間配当の基準日）
第４６条　当会社は、取締役会の決議により、毎年９月３０日を基準日として中間配当を行うことができる。

（配当金の除斥期間）
第４７条　配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払の義務を免れる。

（附則）
１　定款第 15 条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年９月１日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
２　前項の規定にかかわらず、施行日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
３　本附則は、施行日から６か月を経過した日又は前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。